

社会福祉法人ほほえみ会 令和3年度 処遇改善計画

<処遇改善加算>

キャリアパス要件Ⅰ

- イ 介護職員の任用における職位・職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ イに掲げる職位・職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ

- イ 法人の取り組み
 - ・グループ法人敷地で実務者研修を実施することで研修機会を提供。評価を行う。
 - ・資格取得や自己啓発のための研修予定日に配慮して勤務シフトを組む。
- ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅲ

- イ 介護職員について、経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
 - 1 経験に応じて昇給する仕組み
 - ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
 - ・・・勤続12ヶ月以上の者は、4月1日に1号棒昇給する。
 - 2 資格等に応じて昇給する仕組み
 - ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者について昇給が図られる仕組みであることを要する。
 - ・・・介護福祉士・実務者研修資格を取得した翌年度の4月1日に、資格ごとに1号棒昇給する。（介護福祉士については、合格で昇給するが、必ず登録すること）勤続5年以上の介護福祉士、又は他事業所を含め10年以上の経験を持つ介護福祉士は、能力に応じ2等級に任用する。
- ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

職場環境等要件<共通>

- ・入職促進に向けた取り組み

法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

- ・両立支援・多様な働き方の推進

子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

- ・腰痛を含む心身の健康管理

介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

- ・生産性向上のための業務改善の取組

タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

- ・やりがい・働きがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供